

電子申請かんたんガイド（老齢年金請求書）

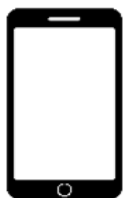
簡単 **3** ステップで申請完了！



年金の受給開始年齢に到達する3か月前に、日本年金機構から送付する老齢年金請求書（事前送付用）に電子申請のご案内リーフレット「老齢年金請求書のご提出について」が同封されている方は、電子申請が可能です。

事前に準備するもの

スマートフォン
またはパソコン（※）



（※）パソコンの場合、
マイナンバーカード
の読取装置が必要

マイナンバーカード



マイナンバーカードの
パスワード（2種類）

① 利用者証明用
電子証明書パスワード
（数字4桁）

1	2	3	4
---	---	---	---

② 署名用
電子証明書パスワード
（英数字6桁～16桁）

ABC123

マイナポータルアプリ



iPhoneは「App Store」、
Android端末は「Google
Play」から、「マイナポ
ータル」アプリをインス
トール

目次

I. 注意事項	2
II. 事前準備	3
III. 申請画面への進み方	6
IV. 届書の作成（必要事項の入力）	8
V. 電子署名の付与	14
VI. 提出後の確認方法	15

I. 注意事項

電子申請について

- 電子申請により年金請求書を提出した場合、年金請求書（紙）の提出は不要です。
- 誕生日の前日以降、誕生日前日から10か月を経過する日まで老齢年金の請求手続きができます。
なお誕生日前々日以前に必要な事項の入力および下書きの保存は可能です。（口座番号及びマイナンバー（個人番号）を除く）
- 年金の振込先を公金受取口座以外にする場合や、別居や内縁または年収が850万円以上の配偶者がいる場合等、電子申請ができない場合があります。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

操作について

- ねんきんネット内の届書作成時に、エラーとなる主な原因は以下のとおりです。ご注意ください。
 - ・ ページを開いたまま一定時間経過した場合
 - ・ ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタンにより操作した場合や画面を指でなぞって前画面に戻る場合
 - ・ 別画面でねんきんネットの画面表示を行った場合
 - ・ 届書作成中にマイナポータルまたはねんきんネットのメンテナンス時間となった場合

「ページを表示できません」と表示された場合、ねんきんネット画面上の「ログアウトして、再度ログイン」ボタンを押し、再度ねんきんネットにログインする必要があります。

ご不明な点等は日本年金機構のホームページをご覧ください

◆ Q&Aで確認

よくあるお問い合わせに関するQ&Aを日本年金機構のホームページに掲載しています。
ホームページのトップ画面から年金Q&Aを選択し、「年金Q&A（個人向けオンラインサービス）」からアクセスしてください。

◆ 説明動画で確認

電子申請の手順・ご利用方法等について、日本年金機構のホームページで説明動画を公開しています。
以下の二次元コードまたはURLから視聴できます。

【二次元コード】



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_seikyu.html

◆ 相談チャットで確認

よくあるお問い合わせに自動でお答えする「相談チャット」が、24時間いつでも対応しています。
日本年金機構のホームページのトップ画面「相談チャット総合窓口」からご利用ください。

II. 事前準備

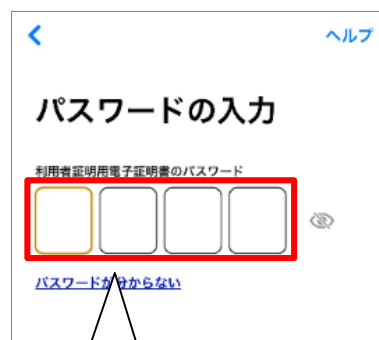
1. マイナポータルの利用者登録

◆ すでにマイナポータルの利用者登録を完了している方は、
P.4「2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き」へお進みください。

1 マイナポータルトップの ログイン



2 パスワードを入力



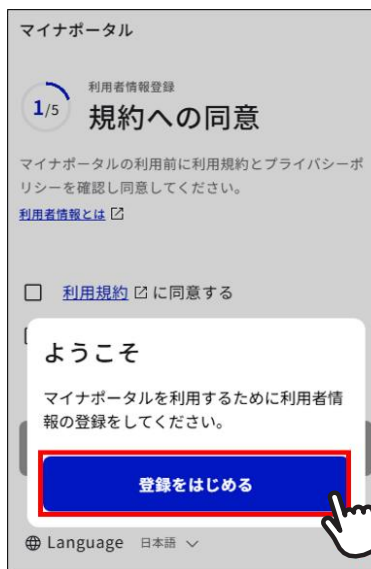
マイナバーカード受け取り時に設定した
パスワード（数字4桁）を入力してください

3 マイナンバーカードの読み取り



スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざし、
読み取り開始 をタップしてください

4 登録をはじめる ➡ 画面の案内に従い入力・選択



◆ 利用者登録の申込が完了

◆ 利用者登録が完了するまで、約2営業日かかる
ことがあります。登録が完了してから、次の
手続きに進んでください。

マイナポータルにログインできない場合など、
マイナポータルの操作に関する詳細は、操作マニュアルをご確認ください。⇒

<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>



2. マイナポータルとねんきんネットの連携手続き

- ◆ すでにマイナポータルとねんきんネットの連携手続きを完了している方は、
P.5「3. 公金受取口座の登録」へお進みください。

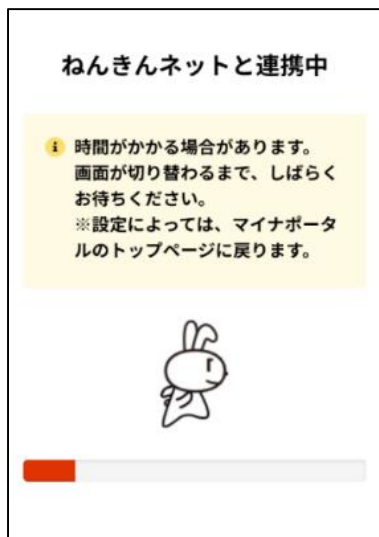
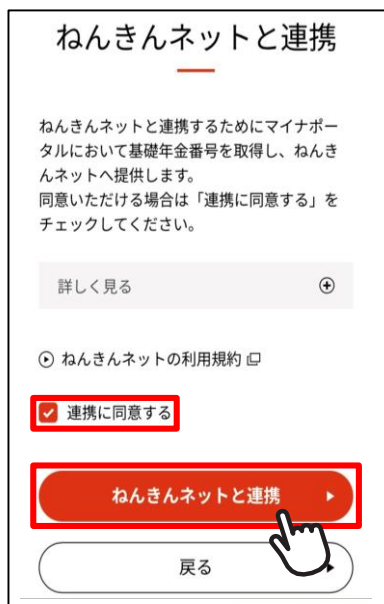
1 マイナポータルトップの「年金」



2 「老齢年金の受給」欄の「老齢年金の受け取り開始」



3 「連携に同意する」をチェック ➡ **ねんきんネットと連携**



- ◆ マイナポータルとねんきんネットの連携手続きが完了

- ◆ 平日の8時から23時以外の時間帯に連携手続きを行った場合は、翌営業日に連携処理が行われます。
マイナポータルでメール通知の設定を行うと、連携完了時にメールでお知らせが届きます。

- ◆ 電子申請は、連携完了後に利用できます。

3. 公金受取口座の登録

◆ すでに公金受取口座の登録手続きを完了している方は、P.6「Ⅲ.申請画面への進み方」へお進みください。

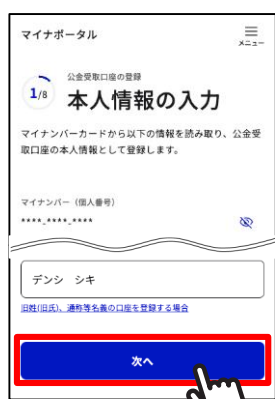
1 マイナポータルトップの「公金受取口座」



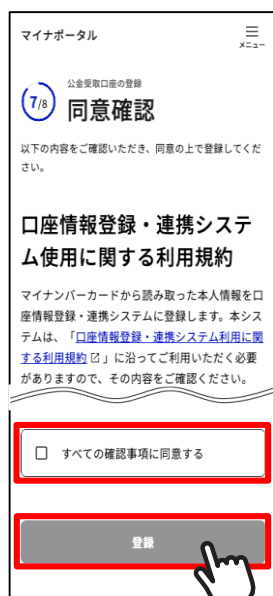
2 「公金受取口座」ページの「登録をはじめる」



3 画面の案内に従い、入力・選択



～



- ◆ 公金受取口座の登録手続きが完了
- ◆ 「登録手続き完了」の画面が表示されてから、デジタル庁の審査・登録処理に最長で2週間程度要します。処理が完了すると、マイナポータルの「お知らせ」にメッセージが届きます。
- ◆ デジタル庁の審査・登録処理の完了後に電子申請を行ってください。

III. 申請画面への進み方

請求書の申請画面へは、マイナポータルのトップ画面から進みます。また、マイナポータルにお知らせが届いている方は、お知らせから進むこともできます。

マイナポータルのトップ画面から進む方法

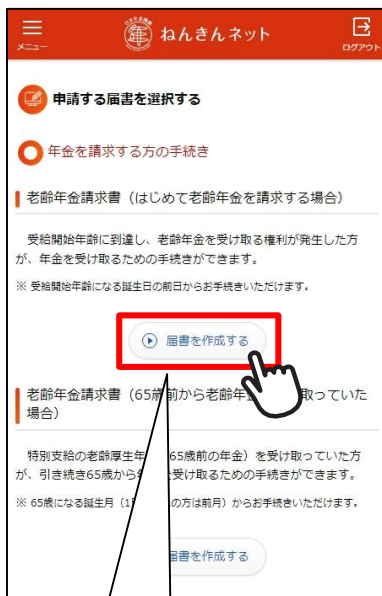
1 マイナポータルトップの「年金」



2 「老齢年金の受給」欄の「老齢年金の受け取り開始」



3 届書を選択 ➡ 届書を作成する



申請画面が表示されます



◆ P.8「IV. 届書の作成（必要事項の入力）」へお進みください。

「老齢年金請求書（はじめて老齢年金を請求する場合）」を選択し、**届書を作成する** をタップしてください

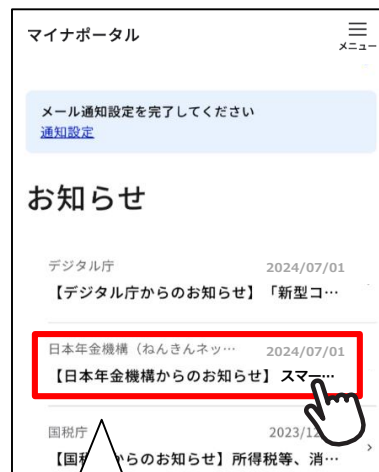
マイナポータルに届いたお知らせから進む方法

老齢年金請求書の電子申請の対象となる方のうち、あらかじめマイナポータルを開設している方へ、誕生月の3か月前と前月末に日本年金機構からマイナポータルへお知らせを送付します。

1 マイナポータルトップの「お知らせ」

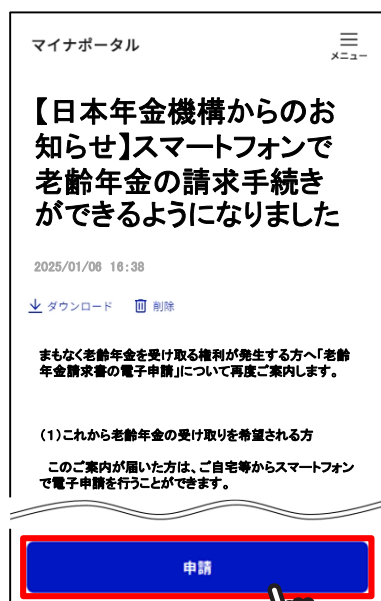


2 届いたお知らせを選択



お知らせの一覧から、日本年金機構から送付された老齢年金請求手続きに関するお知らせを選択してください

3 内容を確認 ➡ 申請



申請画面が表示されます



◆ P.8「IV. 届書の作成（必要事項の入力）」へお進みください。

IV. 届書の作成（必要事項の入力）

1 注意事項を確認 ➡ 次へ

ねんきんネット

メニュー ログアウト

注意事項 ▶ 事前確認 ▶ 基本情報 ▶

配偶者情報 ▶ 子情報 ▶ 口座情報 ▶

扶養申告書 ▶ 内容確認 ▶ 電子署名 ▶

申請完了

今回「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」の電子申請でお手続きいただく年金は、「特別支給の老齢厚生年金」（65歳前の年金）です。

「特別支給の老齢厚生年金」は、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある等の要件を満たす場合に支払われます。

以下より、画面の案内に沿ってお手続きください。

次へ

2 事前確認事項に回答 ➡ 次へ

ねんきんネット

メニュー ログアウト

注意事項 ▶ 事前確認 ▶ 基本情報 ▶

配偶者情報 ▶ 子情報 ▶ 口座情報 ▶

扶養申告書 ▶ 内容確認 ▶ 電子署名 ▶

申請完了

老齢年金を請求する（事前確認）

事前確認

以下の質問1～質問5にご回答ください。

※ 回答内容によっては、郵便でお送りしている年金請求書にてお手続きいただく必要があります。

※ 質問事項に関して、ご不明な点がありましたら、以下よりお問い合わせください。

お問い合わせ先

質問1 公金受取口座の登録はお済みですか？

登録済み 未登録

次へ

すべての事前確認事項に回答してください

◆ 回答の途中でメッセージが表示された方は、メッセージの案内にしたがってください。

3 基本情報を確認・入力 ➡ 次へ

ねんきんネット

メニュー ログアウト

注意事項 ▶ 事前確認 ▶ 基本情報 ▶

配偶者情報 ▶ 子情報 ▶ 口座情報 ▶

扶養申告書 ▶ 内容確認 ▶ 電子署名 ▶

申請完了

老齢年金を請求する（基本情報確認・登録）

基本情報

以下の基本情報をご確認ください。

氏名、住所を修正する場合は、【修正】ボタンを押し、入力してください。

住民票情報との確認について +

項目名	申請内容
基礎年金番号	1234-567890
氏名	年金 太郎 修正
氏名カナ	ネンキン タロウ 修正

基本情報を確認してください。修正する場合は、修正したい項目の「修正」ボタンを押し、正しい情報を入力してください

電話番号

日中に連絡が取れる電話番号（携帯）

項目名	入力内容
電話番号1 必須	

※ 電子申請を受け付け後、後日申請内容についてご確認させていただくことがあります。

予備の電話番号があれば【電話番号の追加入力】ボタンを押し、入力してください。（最大2件まで入力可能）

電話番号の追加入力

婚姻期間

年金の加入状況の確認のため、現在婚姻している、または過去に婚姻していた期間がある場合は【婚姻期間がある】を選択のうえ、婚姻期間を入力してください。

婚姻期間がある 婚姻期間がない

旧姓名

年金記録の確認のため、改姓・改名されている場合は、旧姓名および旧姓名を使用していた期間を入力してください。

旧姓名の入力

婚姻期間・旧姓名がある場合は入力してください

次へ

4 配偶者の有無を選択

選択してください

いる（戸籍上婚姻関係）

⇒ 4-1 へ

いる（内縁関係）

⇒ 電子申請を利用できません（※）

いない

⇒ 次へ をタップ後、5 へ

（※）夫婦関係の確認のための書類が必要となる場合があるため、電子申請を利用できません。紙の請求書でお手続きください。
ご不明な点がございましたら、老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）をご利用ください。

4-1 内容を入力・選択 → 次へ

配偶者の基礎年金番号、氏名等の必要事項を入力してください

- ◆ 配偶者情報欄に請求者本人の情報を入力しないようにご注意ください。
- ◆ 配偶者情報は、請求者が男性の場合は妻、女性の場合は夫の情報を入力します。

選択してください

同じくしている

⇒ 「世帯状況」について回答

同じくしていない

⇒ 次へ をタップ後、5 へ

「同じくしている」を選択した場合

選択してください

同一住所（同一世帯）

⇒ 次へ をタップ後、5 へ

同一住所（別世帯）

住所が異なっている

⇒ 電子申請を利用できません（※）

（※）生計維持関係を確認するための書類が必要となる場合があるため、電子申請を利用できません。紙の請求書でお手続きください。
ご不明な点がございましたら、老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）をご利用ください。

5 子の有無を選択

ねんきんネット

メニュー ログアウト

注意事項 ▶ 事前確認 ▶ 基本情報 ▶

配偶者情報 ▶ **子情報** ▶ 口座情報 ▶

扶養申告書 ▶ 内容確認 ▶ 電子署名 ▶

申請完了

老齢年金を請求する（子情報の確認）

現在、生計を維持している18歳以下（障害状態にある場合は20歳未満）のお子様がいっぱいますか？

※ 生計を維持しているお子様がいる場合、年金に加給年金額が加算されることがあります。

「生計維持関係にある」とは以下の（1）・（2）のいずれも満たしている場合をいいます。

（1） 生計同一関係があること

例）住民票上、同一世帯である。

住民票上、住所が異なっているが生活費を共にしている。

（2） 収入要件を満たしていること

お子様の前年（または前々年）の年収が850万円（所得が655.5万円）未満である。

☐ 18歳以下の子の生計を維持している（※1）

☐ 障害状態にある20歳未満の子の生計を維持している（※2）

☒ 上記に該当する生計を維持している子はいない

次へ

いずれかに☑（チェック）を入れてください

☐ 18歳以下の子の生計を維持している

⇒ **5-1** へ

☐ 障害状態にある20歳未満の子の生計を維持している

⇒ 電子申請を利用できません（※）

☒ 上記に該当する生計を維持している子はいない

⇒ **次へ** をタップ後、**6** へ

（※）子の障害状態を確認するための診断書の提出が必要となる場合があるため、電子申請を利用できません。紙の請求書でお手続きください。ご不明な点がございましたら、老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）をご利用ください。

5-1 内容を入力・選択 ➡ **次へ**

子情報

以下にお子様の情報を入力してください。
お子様の情報を追加する場合は、【子の情報の追加入力】ボタンを押し、入力してください。（最大15人まで入力可能）

子情報1

項目名	申請内容
マイナンバー（本人番号） 必須	
氏名 必須	全角文字（漢字、カタカナ、アルファベットのいずれかで、姓・名合わせて25文字以内）で入力してください。また、姓と名の間にスペースを入力してください。 (例) 山田 一郎
氏名カナ（全角） 必須	全角カタカナ（姓・名合わせて25文字以内）で入力してください。また、姓と名の間にスペースを入力してください。 (例) ヤマダ イチロウ
生年月日 必須	元号 選択 年 選択 月 選択 日

子のマイナンバー、氏名等の必要事項を入力してください

子と住民票上、同じ世帯ですか？

項目名	申請内容
世帯状況 必須	選択してください

子情報1を削除する

次へ

選択してください

同一住所（同一世帯）

⇒ **次へ** をタップ後、**6** へ

同一住所（別世帯）

住所が異なっている

⇒ 電子申請を利用できません（※）

（※）生計維持関係を確認するための書類が必要となる場合があるため、電子申請を利用できません。紙の請求書でお手続きください。ご不明な点がございましたら、老齢年金請求者専用フリーダイヤル（0120-08-6001）をご利用ください。

6 口座情報を選択・入力 ➡ 次へ

マイナポータルに登録されている「公金受取口座」と同一の口座情報を入力してください

- ◆ 「公金受取口座」以外の口座で年金の受け取りを希望する場合は、電子申請を利用できません。
- ◆ 現在登録している公金受取口座を変更する場合は、ログイン後のマイナポータルのトップページにある「公金受取口座」から変更手続きが可能です。変更手続き完了後に改めて電子申請を行ってください。

7 請求の有無を選択 ➡ 次へ

この画面が表示されない方は **8** へ

- ◆ この画面は年金生活者支援給付金を請求できる方にのみ表示されます。

8 提出の有無を選択

（※）扶養親族等申告書とは

老齢年金の受給額が以下の金額以上である場合、年金額に所得税が課税され、源泉徴収されます。
＜令和7年分まで＞

◆ 65歳未満…108万円 65歳以上…158万円

＜令和8年分から＞

◆ 65歳未満…155万円 65歳以上…205万円

扶養親族等申告書は、源泉徴収される所得税について、配偶者控除等、各種控除を受ける際に提出が必要な書類です。
扶養控除を受ける場合、提出してください。

選択してください（※）

提出する

⇒ **8-1** へ

提出しない

⇒ **次へ** をタップ後、**9** へ

8-1 内容を入力 ➡ 次へ

受給者情報
配偶者情報
扶養親族情報 等を入力してください

入力もれにご注意ください

「本人障害」「配偶者障害」「（扶養親族の）障害」欄において、「1. 普通障害」または「2. 特別障害」を選択した場合、「障害手帳の等級等」欄へ下記項目の入力が必要です。また、入力の際は全角文字で入力してください。

- 身体障害者手帳等の名称（手帳等の名称は正しく入力してください。）
- 障害の程度（等級）
- 身体障害者手帳等の交付年月日

9 申請内容を確認 → 電子署名を付与して申請する

これまで入力した内容が画面に表示されるため、入力内容に誤りがないか確認してください

◆ 請求内容を修正する場合は、修正したい項目の「修正」を押すと、入力のページに戻ります。

◆ 内容を修正後、 電子署名を付与して申請する をタップします。

V. 電子署名の付与

1 電子署名を付与する をタップ

メニュー ログアウト

注意事項 ▶ 事前確認 ▶ 基本情報 ▶

配偶者情報 ▶ 子情報 ▶ 口座情報 ▶

扶養申告書 ▶ 内容確認 ▶ **電子署名 ▶**

申請完了

電子署名の付与

マイナンバーカードを使い電子署名を付与する

注意：申請はまだ完了していません

【電子署名を付与する】を押して、署名用電子証明書パスワードを入力してください。その後、画面の表示に従ってマイナンバーカードを端末にかざしてください。

署名用電子証明書パスワードとは、マイナンバーカードを受け取った際に利用者自身が設定した英数字6～16桁のパスワードです。（4桁のパスワードではありませんご注意ください。）

※5回間違えるとロックされてしまうため、ご注意ください。

電子署名を付与する

2 パスワードを入力 ➡ 次へ

ヘルプ

パスワードの入力

署名用電子証明書のパスワード

ABC123

6文字

パスワードが分らない

次へ

マイナンバーカード受け取り時に設定した署名用電子証明書パスワード（英数字6桁～16桁）を入力してください

3 マイナンバーカードの読み取り

パスワードの入力 ヘルプ

カードの読み取り

スマートフォン背面上部をマイナンバーカードとあわせて、読み取り開始ボタンを押してください。

読み取りかたを確認

読み取り開始

スマートフォンの裏面にマイナンバーカードをかざし、**読み取り開始** をタップしてください

申請手続き完了

メニュー ログアウト

注意事項 ▶ 事前確認 ▶ 基本情報 ▶

配偶者情報 ▶ 子情報 ▶ 口座情報 ▶

扶養申告書 ▶ 内容確認 ▶ 電子署名 ▶

申請完了

老齢年金を請求する（完了）

年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）の申請が完了しました。

電子申請いただいた請求書の処理状況は、マイナンバーポータルのトップ画面にある「やること」からご確認ください。

※ 申請が完了している請求書は、繰り返しご提出いただく必要はありません。

日本年金機構では、年金請求の審査結果について、受付日から1か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」により、お知らせします。

なお、「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、1～2か月後に振込みのお知らせを郵送し、年金の受け取りが始まります。

確認

- ◆ 「老齢年金を請求する（完了）」の画面が表示されたら申請は完了です。年金請求書の審査結果は、受付日から1か月程度で郵送する「年金証書・年金決定通知書」によりお知らせします。
- ◆ 「年金証書・年金決定通知書」がお手元に届いてから、1～2か月後に振込みのお知らせを郵送し、年金の受け取りが始まります。

VI. 提出後の確認方法

提出済みの届書の処理状況確認方法

1 マイナポータルトップの「やること」



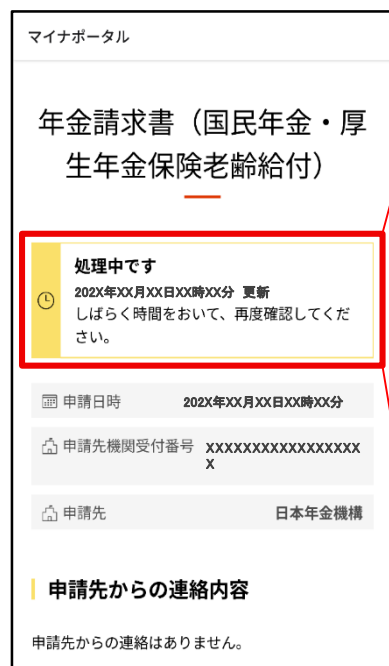
2 届書を選択する



- ◆ 「やること」ページに申請した届書が表示されている場合、受付済みです。
- ◆ 処理状況が「要再申請」以外の場合、再申請する必要はありません。

3 処理状況の詳細を確認

表示される処理状況とその内容は以下のとおりです。



処理中です (処理中)	受付した届書の内容確認等処理を行っているところです。「完了」になるまで概ね2～3週間程度お待ちください。
申請が完了しました (完了)	届書の処理がすべて完了しています。約1～2週間後に「年金証書・年金決定通知書」をお送りします。その1～2カ月後に、年金のお支払いのご案内をお送りし、年金の受け取りが始まります。
再申請が必要です (要再申請)	申請を受け付けましたが、申請に不備があり、再申請が必要です。画面下部の「再申請」を押すと再申請画面に進むことができます。
申請が差戻されました (差戻)	届書を審査した結果、電子申請でご提出が不要（またはできない）場合に表示されます。主なケースは以下のとおりです。 ・重複した届書の提出がある場合 ⇒再提出は不要です。 ・年金事務所等での手続きや追加書類の提出が必要となる場合 ⇒年金事務所等にてお手続きください。 詳細は、マイナポータルのお知らせに記載していますので内容をご確認のうえ、必要に応じてお手続きください。

電子申請した届書の確認方法の詳細は日本年金機構のホームページでも説明しています。詳しくはこちら ⇒

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kakunin.html



提出済みの届書の内容確認方法

1 マイナポータルトップの「年金」



2 「関連情報」欄の「ねんきんネットTOP」



3 ねんきんネットトップの「届書を電子申請する」



4 「申請する届書を確認する」欄の「確認する」



5 「照会」 ➡ 申請内容の確認



受付済の届書一覧から、内容を確認したい年金請求書を選択し、「照会」をタップしてください

